



日本歯科医師会

人生をもっと楽しくもっと豊かに

オンライン資格確認導入に関する現状・課題

公益社団法人 日本歯科医師会

1. オンライン資格確認の普及と原則義務化への日本歯科医師会の対応

○ オンライン資格確認推進協議会への参画

日本医師会・日本薬剤師会とともにオンライン資格確認推進協議会に参画し、令和5年3月末までに導入が進むよう連携を図り、取組を行っている。

○ 会員への説明・周知

都道府県歯科医師会を通じて会員にオンライン資格確認に関する情報提供や周知を行い、さらに各地域の役員連絡協議会において本会役員を派遣し、説明している。また、郡市区歯科医師会単位での会員説明会を開催し、導入推進を図っている。

○ 医療保険、情報管理部門合同 全国担当理事連絡協議会の開催

都道府県歯科医師会担当役員を対象とした協議会を開催し、オンライン資格確認の原則義務化に関する説明を行うとともに、義務化に伴う対応を依頼した。また、疑義が生じている内容についてQ&Aを作成し、都道府県歯科医師会に周知している。

○ 関連業界団体（システムベンダー等）との連携

支払基金や回線事業者、システムベンダーと普及状況の確認や情報交換を行った上で、課題の整理を行い、解決に向けた対応を図っている。

○ 厚生労働省との緊密な連携

厚生労働省担当部局と密に連携を図り、情報交換や疑義事項の確認並びに導入促進に関する協議を行っている。

2. オンライン資格確認に関するアンケート結果 ①

オンライン資格確認に関する会員アンケート調査の実施

《調査概要》

目的：原則義務化に関して、歯科医療機関での対応状況や導入困難な事例を把握し、課題を整理。
対象：60歳以上の日本歯科医師会会員 25,482名
期間：令和4年9月16日（金）～同年10月12日（水）
方法：往復はがきによる郵送調査
回収率：12,107名から回答。回収率は47.5%
有効回答数：11,840名

《結果概要》

- ・調査時点で紙レセでの請求を実施しているのは12.9%であり、そのうち76.4%は「義務化対象外なのでオン資は行わない」と回答。
- ・オンラインまたは電子媒体で請求している医療機関のうち「オン資義務化に対応することが困難」と回答したのは19.3%。
- ・その理由で最も多いのは「高齢のため数年後に廃院予定のため」との回答（66.6%）であり、70～74歳の回答割合が最も高かった。2番目は「レセ請求件数が少なくオン資を活用できないため」との回答（44.5%）であった。
- ・自由記載欄には2,727件の記入があった。「オン資義務化」に賛成する意見もあったが、ほとんどは反対や不安および配慮措置などの要望ならびに現状報告の意見であり、ランニングコストなど経費に関する意見も多かった。

2. オンライン資格確認に関するアンケート結果 ②

《自由記載欄への主な意見（抜粋、要約）》

【不安】

- 拙速な義務化ではなく、それぞれの環境、状況に応じて余裕のある変革をして欲しい。
- 小規模診療所で歯科医師と受付のみであり、人手不足が深刻なため、オンライン資格確認に関する患者への対応・説明、患者とのトラブル等、受付での対応が困難。

【コスト関連】

- 今後オン資を行うにあたり、新たなインターネット回線の導入、パソコンの購入代、月々の保守料、回線使用料など費用がかかり、これらに対する補助金等が必要と考える。
- レセプト請求件数も少なく、インターネット環境も整えることが困難で、オン資義務化の対応は非常に厳しい。

【業者対応、セキュリティ、配慮要望、カード普及等】

- 回線事業者の対応が遅く、1年以上前に申し込んだにもかかわらず、まだ設置されていない。
- 光回線が地域に届いていない。
- セキュリティ対策に不安がある。良いことばかり伝えられているが、悪いことへの対処に疑問である。通信トラブル時、情報が漏洩した時などにどのように対応すればよいか分からない。
- 高齢なので2年前後で閉院。またレセプトの枚数が少なく、オンライン資格確認の機器の費用を考えると困難と思われる。オンライン資格確認導入に対応していく能力がないので、例外措置を考えてもらいたい。

【好事例】

- 患者の来院時に資格確認できるため、保険証の有効・無効が問えるので、非常に助かっている。
- 服薬履歴確認に有用であるが、投薬情報を確認する環境がより改善されると問診時の負担軽減となる。
- やってみると大変便利。名前、年齢、番号の入力だけで（保険証の場合）カルテに記入する全てが自動で正しく入力され返戻がなくなりやってよかった。

3. オンライン資格確認導入に関する意見

《日本歯科医師会からの意見》

今般、オンライン資格確認導入が原則義務付けされたことに鑑み、一定の条件を満たす医療機関への配慮として以下の措置が必要と考える。

1. オンライン資格確認導入の義務付けへの対応等

開設・管理者が高齢で月平均のレセプト請求件数が少ない医療機関への対応が必要。

2. 補助金等により取得したカードリーダー等の耐用年数以内に医療機関が廃業した場合等の返納金の取扱いの明確化

3. オンライン資格確認導入に係る経過措置期間の設定

オンライン資格確認導入に必要な機材の納入遅延、回線事業者の回線敷設等の作業遅延、離島・へき地やビル開業等で回線の敷設が困難な場合、システムベンダーのレセプトコンピュータ等の改修作業遅延等、物理的な理由により、令和5年3月末までに準備が完了できないと見込まれる医療機関への、補助金及び療養担当規則における経過措置を設けることが必要。

4. 半導体不足や物価高騰によりシステム導入費用が当初の補助金額を大きく上回るケース等への対応